

吹田市立学校における 携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書（有効期限は年度末）に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

吹田市立吹田第六小学校 校長様

年 月 日

吹田市立吹田第六小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します

同意事項 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてに○をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

	同意確認事項	保護者	子ども
1	「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を読み、理解しました。		
2	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、緊急連絡や安否確認の場合以外では携帯電話をしません。		
3	校内では、携帯電話の電源を切ってかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
4	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
5	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
6	校外学習や宿泊学習においても、上記の1～5と同様、活動中及び施設に滞在中は、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
7	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

年 組

子どもの名前（ ） 保護者名（ ） 印）